

法務省政策評価懇談会（第66回）議事録

1. 日 時

令和4年2月28日（月）14:00～15:57

2. 場 所

オンライン開催

3. 出席者

<政策評価懇談会構成員>

朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授
伊 藤 富士江	上智大学客員研究員・元教授
井 上 東	公認会計士
大 沼 洋 一	弁護士
(座長)篠 塚 力	弁護士
野 澤 和 弘	一般社団法人スローコミュニケーション理事長・植草学園大 学教授（毎日新聞客員編集委員）
宮 園 久 栄	東洋学園大学人間科学部教授

<総務省出席者>

行政評価局政策評価課企画官	渡 部 貴 徳
---------------	---------

<法務省出席者>

法務事務次官	高 嶋 智 光
政策立案総括審議官	吉 川 崇
官房参事官兼企画再犯防止推進室長	早 渕 宏 毅
秘書課付	渡 辺 裕 也
官房付	谷 澤 衣里子
秘書課企画調査官	山 田 正 浩
秘書課企画調整官	治 村 英 樹
人事課付	栗 原 一 紘
官房参事官（予算担当）	杉 原 隆 之
国際課付	神 吉 康 二
施設課技術企画室長	山 北 孝 治
厚生管理官総括補佐官	吉 田 純 孝
司法法制部参事官	渡 邊 英 夫
司法法制部参事官	小 林 隼 人
民事局付兼登記所適正配置対策室長	遠 藤 啓 佑
官房付兼企画調査室長	仲 戸 川 武 人
矯正局成人矯正課企画官	川 野 道 史

矯正局成人矯正課企画官	小 島 まな美
矯正局成人矯正課企画官	山 本 宏 一
保護局参事官	中 臣 裕 之
人権擁護局参事官	唐 澤 英 城
人権擁護局総務課人権擁護推進室長	田 中 普
訟務局訟務企画課訟務広報官	田 中 直 樹
法務総合研究所研究部総括研究官	鈴 木 望
法務総合研究所国際協力部副部長	須 田 大
法務総合研究所国際連合研修協力部教官	山 名 論 平
法務総合研究所総務企画部副部長	松 本 剛
出入国在留管理庁政策調整官	稲 垣 貴 裕
公安調査庁総務部総務課企画調整室長	田 中 國 雄

<事務局>

秘書課政策立案・情報管理室長	東 郷 康 弘
秘書課補佐官	井 上 普 文

4. 議 題

- (1) 令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）について
- (2) 国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）について
- (3) 政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について

5. 配布資料

- 資料1－1：令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）
- 資料1－2：令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）に対する質問・意見及び回答
- 資料2－1：国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）
- 資料2－2：国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書（案）に対する質問・意見及び回答
- 資料3：総務省説明資料
- 資料4：政策評価制度の在り方の見直しを踏まえた法務省の対応状況について
- 参考資料：法務省政策評価に関する基本計画

6. 議 事

- 篠塚座長 定刻になりましたので、これより第66回法務省政策評価懇談会を開催いたします。
はじめに、高嶋法務事務次官から御挨拶を頂きます。よろしくお願ひします。
- 高嶋法務事務次官 法務事務次官の高嶋でございます。
委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ、第66回法務省政策評価懇談会に御出席

いただき、誠にありがとうございます。

政策評価制度については、昨年3月に総務省の政策評価審議会から改善に向けた提言がなされたことを受け、現在、総務省を中心に「政策改善等に役立つ評価プロセス」とするための検討が進められております。

こうした状況において、法務省としても、政府全体の議論の動向や法務行政の特性も踏まえながら、より良い政策評価の在り方について検討していく必要があります。

そこで本日は、委員の皆様方には、令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）等について審議いただくほか、政策評価制度の改善に向けた検討状況について総務省から御紹介させていただいた上で、「これからの法務省の政策評価に期待すること」についても御意見をお伺いすることとしております。

是非とも忌憚のない御意見を頂きたいと存じます。

最後に、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

○篠塚座長 ありがとうございます。

高嶋法務事務次官は、公務のため、ここで退席されます。ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

先ほど事務次官から御発言がありましたとおり、現在、政府では政策評価制度の見直しを含む「新たな政策形成・評価の在り方」について、検討が進められています。

また、こうした動きを踏まえて、法務省においても、政策評価とEBPMの一体的な推進に向けた作業が進められていると伺っております。

そこで、本日の懇談会では、令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）等の審議に加えて、「政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について」という議題を設けています。

総務省及び法務省から、それぞれの状況を御説明いただいた上で、委員の皆様から「これからの法務省の政策評価に期待すること」について、御意見を伺いたいと思います。

完全オンラインで、かつ、これまでと異なる議事進行になりますが、どうぞよろしく御願いたします。

それでは、議題(1)の「令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」に移ります。

事務局から、委員提出の質問・意見と法務省の回答について、説明をお願いします。

○井上秘書課補佐官

事務局の秘書課でございます。

「令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について、先生方から頂いている御質問及びそれに対する法務省の回答について、資料1-2に沿ってその一部を紹介させていただきます。

まず、項番1-1です。伊藤委員から、詐欺に関する研究の有効性について御質問を頂いております。内容は、詐欺及び詐欺事犯の実態を明らかにする点で、本調査研究の意義は十分認められるが、再犯防止対策の観点からどのような具体的な知見が得られたのかという御質問です。

この御質問に対しては、特殊詐欺事犯者には不良交友の背景事情がある者が相当の割合存

在することや、動機・理由や背景事情に「金ほしさ」や「生活困窮」等の経済的問題がある者も少なくないこと、無銭飲食等の詐欺事犯者には、「生活困窮」が犯行の動機・理由となっている者が多いことなど、それぞれの実態と対策に関する知見が得られたという回答をさせていただきます。

次に、項番1－3です。野澤委員から、同じく詐欺に関する研究の事前評価について御質問を頂いております。内容は、特殊詐欺犯は役割を分けた階層的なチームによって構成されており、検挙されているのは「受け子」などの末端の人員がほとんどと言われているが、このような属性の被検挙者の研究は犯罪の根絶にどの程度寄与するのか、評価項目のうち特に効率性や有効性についてどのような点が評価されたのかという御質問です。

この御質問に対しては、研究評価検討委員会における議論として、効率性については、調査対象の設定自体は適切であることを前提に、調査の際には特殊詐欺の主犯格と共犯者の特徴の差異についての分析を意識的に行われたいという指摘がなされており、また、有効性については、詐欺事犯者に関する過去に例のない研究であるから、法務省の再犯防止施策のみならず、関係省庁や研究機関における更なる実態解明や抑止策等の検討に必要な基礎資料として大いに利用されることが見込まれるという評価を受けたという回答をさせていただきます。

次に、項番2－5です。宮園先生から、再犯防止に関連して、国と地方公共団体が連携した取組の指標に関する御質問を頂いております。

内容は、地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図るという目標の指標として、地方計画を策定している地方公共団体の数というのは妥当なのか、「再犯防止の取組の促進を図る」とは、何を想定しているのかという御質問です。

この御質問に対しては、「地方公共団体による再犯防止の取組の促進を図る」とは、主として、再犯防止に関する取組を実施している地方公共団体の数を増やすこと、すでに取り組んでいる地方公共団体の取組の更なる充実を図ることを想定しております。その上で、地方計画は地方公共団体で再犯防止の取組を計画的に進めるために策定されるので、その策定数は取組の進捗度合いを把握する指標になり得ると考えております。他方で、委員御指摘のとおり、地方計画は施策実施の前提として策定されるものであり、今後、国として都道府県と市区町村に期待する役割を明示するなど、地方計画の下で実効的な施策を講じていただけるように努めてまいりたいという回答をさせていただきます。

次に、この項番2－5に関連して、項番2－4です。大沼委員から、国と地方公共団体が連携した取組の内容について御質問を頂いております。

内容は、地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数が飛躍的に伸びており、極めて高い評価を受けるべきだと思うが、どのような取組をしたのか、また、地方計画の具体的内容はどのようなものかという御質問です。

この御質問に対しては、平成30年度から令和2年度にかけて地域再犯防止推進モデル事業を36の地方公共団体に委託をし、実施することで、事業内容を踏まえた地方計画の策定を働きかけたほか、地方計画策定の手引を作成し、全国の地方公共団体に配布するとともに、地方公共団体との協議会などを通じた参考となる情報の発信などを行っており、地方計画は、国の計画の重点課題に沿って地方計画の柱を立てているものや、国の計画の事項のうち当該団体で実施可能なものを掲げたもの、また、特に市町村で例が多くなっておりませんが、地方

福祉計画と一体の計画として定めたものなど、地方の実情に応じて、その具体的内容が定められているという回答をさせていただいております。

次に、項番3-1です。朝日委員から、登記事務に関する目標達成の懸念要因について御質問を頂いております。

内容は、電子証明書の発行件数、長期相続登記等未了土地や変則的な登記がされている土地が解消された数について、いずれも対前年度増が目標値となっているが、この達成の懸念要因としてはどのようなものが想定されるのかという御質問です。

この御質問に対しては、電子証明書の発行件数について、令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けた契約等の電子化の進展等により、電子証明書の発行件数が飛躍的に伸びた一方で、次年度以降の発行件数は、なおも感染状況などの社会情勢に左右されるなど不透明な部分がある。また、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消について、新型コロナウイルス感染症の拡大や災害発生等に伴う法務局の他の作業の繁忙度等によって、実地調査等が想定外に難航することなどが懸念される要因として想定されるという回答をさせていただいております。

次に、項番4-2です。井上委員から、遺言書保管制度のホームページのアクセス件数について御質問を頂きました。

内容は、参考指標である遺言書保管制度に関する法務省ホームページへのアクセス数について、令和2年度実績が前年より大きく増加している理由は何かという御質問です。

この御質問に対しては、令和2年7月から制度の運用が開始されましたが、それまでの間に行われた法務省ホームページの更新、法務省ホームページのQRコードが掲載されたチラシ・ポスターの配布、政府公報によるラジオ・BS放送などの広報活動がホームページのアクセス件数の増加につながったと推測しているという回答をさせていただきました。

最後に、項番5-7です。篠塚委員から、不法滞在者と在留特別許可に関する御質問を頂きました。

「不法滞在者5年半減計画」によって、約25万人存在していた「不法滞在者」は平成21年1月には約13万人まで減少したとのことだが、その期間内に在留特別許可で正規化された者は4万9,343人であると理解している、今後の「不法残留者」縮減のためにも、同様に在留特別許可を活用していく予定はあるのかという御質問です。

この御質問に対しては、不法滞在者に在留特別許可を認めるか否かについては、かねてから、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族関係、素行及び人道的な配慮の必要性等、諸般の事情を総合的に勘案して行っており、不法残留者の縮減のために、在留特別許可を行うことはないこと、在留特別許可に関する判断においては、引き続き個々の事案ごとに諸般の事情を適切に考慮して、適切な運用に努めてまいりたいという回答をさせていただきました。

議題(1)に関する委員の質問・意見と法務省の回答の概要については以上です。

- 篠塚座長 次に、議題(2)の「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書(案)」について、事務局から説明をお願いします。
- 井上秘書課補佐官 「国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する評価実施結果報告書(案)」について、委員から頂いた御質問及びそれに対する法務省の回答について、資料2-2に沿って一部を説明させていただきます。

まず、項番1です。井上委員から、指定法人制度の在り方の検討状況について御質問を頂きました。

内容は、指定法人制度の在り方については、「平成22年度に実施された行政刷新会議における事業仕分けにおける指摘を踏まえ検討した」とあるが、平成22年以降の検討状況について教えていただきたいという御質問です。

この御質問に対しては、一般に行ったアンケート結果において、現在の指定法人に代わって登記情報提供業務を行う意向のある者がおらず、現在の指定法人に登記情報提供業務を行わせることが適当との意見が過半数であったこと、クレジットカード払いや口座引落としによる利用料金の支払い方法の利便性を維持する観点からは指定法人を介在させる必要があることから、現在の指定法人制の在り方を維持することとした。その上で、指定法人に外部評価委員会を設置して登記情報提供業務の評価を実施した結果を受けて、現行の指定法人に当該業務を継続させつつ、内部監査を実施して当該業務の運用の透明性、適正性を担保し、引き続きコスト削減に向けた取組を指導することとしたという回答をさせていただきました。

次に、項番3です。篠塚委員から、登記事項証明書の提出手続のオンライン化について御質問を頂いております。

内容は、裁判手続のIT化に合わせた登記事項証明書の提出にあたり、書面での原本確認手続を介することなく、代替する手続により、オンラインでできるように準備は進められているのかという御質問です。

この御質問に対しては、判例上、書証の申出は相手方の同意があれば写しの提出をもってすることも可能と考えられているので、御指摘の書面を書証として提出する場合も同様に扱われることになると思われること、民事訴訟手続のIT化後の登記事項証明書の提出の在り方については、今後も検討されていくものと認識しているという回答をさせていただきました。

議題(2)に関する委員の質問・意見と法務省の回答の概要については、以上です。

○篠塚座長 次に、議題(3)の「政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について」に入ります。

まず、政策評価審議会の提言及び政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について、総務省行政評価局政策評価課、渡部貴徳企画官に御説明を頂きます。

渡部企画官、よろしくお願ひいたします。

○渡部総務省行政評価局政策評価課企画官 よろしくお願ひいたします。

ただ今御紹介いただきました、総務省行政評価局政策評価課の企画官をしております渡部でございます。本日は御説明の機会を頂きましてありがとうございます。

本日は、政策評価審議会の提言及び政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況について御説明をさせていただきます。

まず、資料3の1ページにあります政策評価審議会の提言についてでございます。

先ほどの事務次官の御挨拶にもありました政策評価審議会の提言については、政策評価制度導入20年の節目に「行政の評価」の向かうべき方向について去年の3月に取りまとめが行われたものです。

まず、この審議会の提言では、昨今の我が国の状況について、資料2ページ目の上の枠囲み部分ですが、少子高齢化、人口減少、デジタル技術の進展等といった社会経済の変化、そ

れに新型コロナウイルス感染症の拡大、こうしたものがある中で、従来の社会環境を前提に構築されてきた仕組みそのものを問い直し、持続可能なものに抜本的に改善していくことが喫緊の課題であると現状分析がされました。

翻って現状の「行政の評価」について見てみますと、資料の真ん中の枠囲み部分ですが、これまでの「行政の評価」は、現行の仕組みそのものを問い直すニーズに答えきれていないのではないかという問題意識が提起されました。つまり、「行政の評価」は基本的には現行の仕組み、あるいは取組を前提として、その中で効率等を高めるために何をしたらよいか、そういう課題設定で行われてきたところですが、その部分についてニーズに答えきれていないのではないかということです。

二つ目の丸の部分でございますが、こうした課題の克服に向けて、まず、常に念頭に置くべき「行政の評価」のあるべき姿を提示すること、そして、これに対応した具体的な取組のアイデアを整理することがこの提言の目的とされました。

ちなみに、「行政の評価」というのは、ここでは二つの意味を包含した概念として使っております。まず一つ目は、法務省を含む各府省が行う政策評価、それから二つ目は、私ども総務省行政評価局が行っているいわゆる行政評価・監視など各府省の行政運営に関する調査、この二つを包含した概念として「行政の評価」と称しておりますが、今回は、今申し上げました一つ目の各府省が行う政策評価に特化をして説明させていただきます。

では、「行政の評価」のあるべき姿について資料3ページ以降で説明します。

「行政の評価」のあるべき姿ということで、まず現状の認識をいたしました。ここでは三つの現状認識、あるいは課題認識というものが掲げられております。

まず、①ですが、実務において評価を政策の立案、あるいは改善に活かすという目的意識が希薄なのではないか、ユーザーのニーズを明らかにし、充実した評価結果を提供しようとする取組が不十分なのではないかという厳しめの課題提起がされました。ここで言う「ユーザー」とは政策の立案者、ひいては政府の様々な取組に関する情報を求める国民のことを指しております。

こうした中、政策評価については、多くの人々が一つの政策として認識するような政策パッケージ、これについての政策評価を知るためには複数の関連部局の評価書を読み解かなければならない場合もあるということが具体的に指摘をされております。

次に、②ですが、固定的なスタイルにこだわる業務のやり方が、「行政の評価」の目的、すなわち政策改善に役立てられ、立案過程が国民に適切に説明されることですが、そこに役立たない結果を招来しているのではないかということです。

政策評価に関しては、担当業務を網羅して目標管理型評価をすることに注力し、政策改善につなげる活動というよりは「評価のための評価」、つまり政策評価書を作成するための作業となっているおそれがあるのではないかと指摘を受けております。

それから次に、③ですが、エビデンス、データの科学的分析の工夫が限定的であるということです。

政策評価について、政府では現在EBPMを推進する方針を打ち出しておりますが、ロジックモデルの重視、あるいは共同研究などが始まっているところですが、いまだ初期段階というのが実態ではなかろうかという指摘を受けております。

こうした課題認識を踏まえまして、「行政の評価」全体の発展につなげることを意図して

取組を進めることが必要であろうということで、次の資料4ページにある「行政の評価」の三つのあるべき姿というのを常に念頭に置いて取り組むべきとされました。

まず、一番上の丸にある「役に立つ評価」という視点です。これは、ユーザーから見て使える評価、知りたい情報を提供するということとして、主にユーザーの視点から見たあるべき姿ということです。

それから、二つ目の左下の丸にある「しなやかな評価」という視点です。これは、評価者が、時の経過やあるいは社会経済の変化に応じて適時・的確、かつ弾力的に評価をすることとして、これは主として評価を実際に行う者の立場から見たあるべき姿と言えるかと思えます。

それから、三つ目の右下の丸にある「納得できる評価」という視点です。これは、評価の内容は、優れた研究やデータにより情報が充実をし、分かりやすいものとする必要があるということで、これはユーザーからも、あるいは評価者からも求められる姿であると言えます。

この「行政の評価」の本来の目的にかなう姿といえる一番上の「役に立つ評価」を下の方の「しなやかな評価」、それから「納得できる評価」が支えるという関係にあると整理いただきました。

このようなあるべき姿を踏まえた上で、実際の政策評価の改善について次の5ページ以降で説明いたします。

まず、制度導入後20年を迎える政策評価の改善ということで、改善のアイデアの前にこれまでの取組と課題について5ページ目で整理をしております。

これまでの取組ですが、資料の青い枠内のおりに2点あります。一つ目は、政策評価制度導入後20年を経て、現在では政策評価の取組は「やって当然」と考えられるほどに定着したということです。また、二つ目として、政策評価を実施する各府省の工夫、それから総務省の点検活動や政策評価審議会における改善方策の取りまとめ等が重ねられ、政策評価の質は着実に向上しているということが言えるかと思っております。

一方、現在の各府省の運用実態、あるいは提言の取りまとめに当たって実施させていただいた各府省のヒアリングで伺った意見を踏まえれば、まだいろいろ課題があるということで、下の点線の枠で書かせていただいております。

一つ目は、現在の政策評価では評価書を作成する作業が自己目的化し、実際の政策の立案や見直し・改善のプロセスにおいて活かされるという本来の目的が軽視される向きもあるのではないかと。二つ目として、政策の質の改善を目指す新たな取組、具体的には平成25年から取組が開始された行政事業レビュー、あるいは平成29年以降政府で取組が進められているEBPMの推進、こうした取組との関係が必ずしも整理されておらず、類似の作業による重複感、いわゆる「評価疲れ」があるのではないかと。それから、三つ目として、「目標管理型評価」の画一的なやり方に限界があるのではないかと。具体的には、例えば無理に目標や指標を設定しているような事例や、共通的な制度運用といった目標による進捗管理になじまないようなものに当てはめている事例、さらに目標による管理では施策の根本的な見直しに資する情報が得られにくいという限界があるのではないかと、ということが指摘されております。

こうした課題を踏まえた上で、次の資料6ページ目に、実際のこうした課題の改善の取組のアイデアがまとめられています。

まず、総論としましては上の枠組みで3点書かせていただいております。

一つ目として、そもそも政策評価に関しては、政策評価の本来の目的である政策の改善などにつながる度合いに応じて優先順位を付けて取り組むべきこととされております。これは政策評価も現実的には費用や手間を掛けて行われる行政機関の行為であります。どのような政策も様々な角度から評価を行うということは可能ではありますが、あらゆる政策に全精力を注いで評価を行うことは必ずしも現実的ではないということから、この優先順位の話が出てきております。

次に、二つ目のポイントとして、ポストコロナ時代の行政は、社会環境の変化等を踏まえて制度そのものを見直すことも必要となっており、政策評価の重点の置き方、あるいは対象とする政策のまとめ方などを改めるべきではないか。

さらに、三つ目として、その際、政策評価を実施する職員の皆様方のモチベーション向上につながるよう留意すべき、という総論がまず打ち出されております。

こうした中で、先ほどの3点のあるべき姿のカテゴリーに沿って改善のアイデアを具体的に並べております。

まず、(1)の「役に立つ評価」の観点です。

①として、政策の改善等への活用を重視した評価プロセスの見直しです。これは、政策過程の各段階において、必要な評価が重複なく効率よく行われるよう「評価書」をまとめる作業と、実務上PDCAの各段階で行われる政策効果の把握・分析等の取組との関係を整理し、政策評価の作業プロセスを見直すことが必要であろうということです。実務では政策の企画立案、あるいは実行などの各段階において、その段階の活動と一体的に当該政策の効果等の把握・分析などの取組が行われておまして、その結果を踏まえて、政策の立案、あるいは見直し、改善の検討が行われている、つまり政策評価の実質のある活動が現に実務において行われているだろうという問題意識から出されたアイデアということでございます。

次に、②として、政策評価的な内容を含んだ分析・検討等の政策評価における活用ということで、これは今申し上げました①の関連でもありますが、実務上行われている政策の効果等の把握・分析の結果の公表を政策評価結果の公表と位置付けること等の可否、あるいは方法を検討することが必要ということです。これはある意味申し上げるまでもありませんけれども、作業の重複等を防いで合理的なものでして、また、政策立案段階における分析などの質の向上にもつながるといった観点でございます。

また、同じ②のところに記載しておりますが、政策評価と行政事業レビュー、あるいはEBPM推進の取組との関係について整理することが必要と指摘がされております。

次に、③として、ユーザーから見て使いやすい評価の枠組みによる評価の促進についても言及がされております。

続いて、資料7ページ目の(2)「しなやかな評価」の観点です。

まず、①の施策の特性等に応じた政策評価ですが、目標管理型評価の過度の偏重を改め、柔軟に多様なスタイルで評価を行うことができるよう考え方を整理する必要があるとされております。特に、全ての担当する施策分野を網羅して目標管理型評価を行う必要はないこと、対象とする政策の性質等に応じて最適な評価方法を選択すること、それから、政策や施策の捉え方あるいは評価の時期は柔軟に考えるべきことなどを盛り込むべしということが言われております。また、その実践に向けましては、類型化あるいは「総合評価」の活用方法などについて検討することが必要とも言われております。

それから、②に関しては、政策評価の重点化等ということで、目標や測定指標の重点化、具体的には大きくくり化や絞り込みを検討することが必要ではないかとされております。

そして、最後の（３）の「納得できる評価」の観点です。

これはEBPMの更なる推進ということで、EBPMに関する諸論点についての研究などを行うとともに、各府省との情報共有等を推進すべきこと、それから②として研究者との連携を図ることを言われております。

以上が、一つ目の柱であります政策評価審議会の提言についての内容です。

このような中身を踏まえまして、私どもで具体策について検討していたところですが、そうした中で、昨今の政府における政策形成・評価の在り方に関する検討状況についていろいろな動きがありますので、簡単に御紹介をさせていただきます。

資料９ページ目でございます。

まず、去年の11月に、経済財政諮問会議において、上の枠囲みの有識者議員提出資料の一番下の行ですが、政府の政策立案・実行・評価機能を強化し、時代のニーズに即応した公共サービスを提供すべきということがうたわれております。

そして、去年の11月16日にデジタル臨時行政調査会の初会合が開催されました。このデジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し、実行する場ということで設けられたものですが、この初回の会議で牧島大臣から論点が出されております。

例えば、データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）が重要ではないか、あるいはデジタル時代に見合った行政、すなわち体制や調達、あるいは政策形成・評価の在り方、これを実現することが必要なのではないかとうたわれたところですが。

その上で岸田総理からこの会議の最後に発言がありまして、資料の中ほどの下線のところですが、デジタル時代に合った規制・制度・行政の見直し、調達、政策の執行・評価などのあるべき姿とその方策を示してほしいといったことを発言されました。

こうした流れを受け、資料は次の10ページ目です。

その後、去年の12月に政府の行政改革推進会議が開催されました。この会議で、まず、金子総務大臣から、政策の点検を行い、その結果を次の政策に反映することが非常に重要であること、「状況に応じた政策の見直しのスピード感」がこれまで以上に求められること、こうした中で、総務省として政府全体の政策形成の更なる改善に向けて取り組んでいくとの発言がありました。

これらも踏まえて岸田総理からは、行政改革推進会議ではデータを活用してスピーディーに政策サイクルを回し、柔軟に政策の見直しを行う新しい政策形成・評価の在り方について、この行政改革推進会議の下にワーキンググループを作って議論を進めていただきたいという発言がありました。

こうした中で昨年の年末、デジタル臨時行政調査会の第2回目が開催されました。

ここでは牧島行政改革担当大臣から、「デジタル時代における政策の形成・評価の方向性」に関するプレゼンがあり、政策目的の実現に向けてスピーディーに政策サイクルを回し、モニタリング・効果検証をしながら柔軟に政策の見直し・改善を行っていく「アジャイル型政策形成・評価」について、行政改革推進会議の下にワーキンググループを設置して検討をすることという話がありました。

これを受けて金子総務大臣からは、今後、政策評価審議会の協力も得ながら、政策評価制度の見直しなどについて議論を進め、6月を目途に具体的な方策を報告いたしますとの発言がありました。

最後に、岸田総理から、アジャイルなプロセスを可能とする柔軟な行政ガバナンスを設計していきますという発言がありました。

このような流れがある中で、今年の1月の末に、私も政策評価審議会において、ただ今申し上げました見直しに向けて想定される主な検討事項について少し項目出しをしました。

まず、資料11ページの上の「アジャイル型の政策形成・評価の在り方」に関しては、アジャイル型の政策形成・評価の具体の政策における実践方策として、今申し上げました行政改革推進会議の下のワーキンググループにおいてレビューを実施することとされました。

これに関連して、下の「上記に対応した政策評価制度の見直し」のところですが、EBPMに対応する政策立案・改善のサイクルと政策評価の在り方ということで、これは提言のところでもお話しさせていただきましたけれども、行政事業レビューやEBPM推進等の取組との関係の整理ということも念頭に置いているところです。そのほか固定的な評価プロセスの見直し、あるいは各府省の作業負担を軽減させるための方策、そして現在の枠組みからの移行の在り方についても検討事項として掲げたところです。

最後に資料12ページから14ページに関しては、政府の行政改革推進会議の下に置かれたワーキンググループの初回の会議が2月14日に開催されましたが、その資料を御参考として抜粋させていただいたものです。

まず、12ページ目では「アジャイル型政策形成・評価」の実施に係る主な要素ということで5点ほど載せております。

例えば①では、政策目的の設定と迅速・柔軟な政策の実施・見直しといったことが書かれております。特にこの見直しの部分では、真ん中の方に図がありますけれども、PDCAのC、Aとあって、Aから隣のPに行く。この流れの中できちんと評価した結果を次の政策の改善に活かす、そういうことが重要だと示されております。また、一番下にあるように、見直しのチャンスを逃がさないために、より多くの見直す「きっかけ」を作ることが重要だと指摘がされております。

また、13ページ目では、この「アジャイル型政策形成・評価」について少し解説がありますが、「アジャイル型政策形成・評価」とは政策形成・評価の新たな類型として別個のものではなく、より機動的で柔軟な見直しを行える政策設計をすることで、アジャイルの度合いが強くなっていくと考えられるのではないかと整理がされております。つまり状況把握のスピード、それから政策手段変更のスピードが速ければ速いほどアジャイルの度合いが強くなると考えられること、つまりグラデーションの関係にあると捉えられるのではないかとということが言われております。

最後に14ページ目でございますけれども、この「アジャイル型政策形成・評価」を実施する際の視点ということで、これは先ほど様々申し上げてきたことと重なりますが、政策形成・評価に関連する制度としてEBPM、政策評価制度、そして行政事業レビューが挙げられますが、これらの重複感であるとか負担感の観点の指摘が度々されてきており、このEBPM、政策評価制度、そして行政事業レビューの関係の整理は重要な課題であるということがうたわれております。

このように、アジャイル型政策形成・評価の在り方に関するワーキンググループで議論が始まったところですが、これは先ほど冒頭で申し上げました私どもの政策評価審議会の提言と基本的には同じ方向での議論が進んでいるものと考えております。

一番最後のページは、現行の各府省が実施する政策評価の概要について、御参考として添付させていただいたものです。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○篠塚座長 ありがとうございます。

続いて、法務省の対応状況について事務局から説明をお願いします。

○井上秘書課補佐官 事務局の秘書課でございます。

先ほど総務省から説明いただいた政策評価審議会の提言や政策評価の在り方の見直しに向けた議論を踏まえて、法務省としてどのように考えているのか、何をしているのかということについて資料4に沿って説明させていただきます。

これから説明する内容と目的ですが、最初に、先ほどの総務省の御説明と少し重なる部分もありますが、改めて政策評価審議会の提言について、そして、それに対する法務省としての受け止めについて説明いたします。その上で我々が何をしているのかということについて説明させていただき、その後、「これからの法務省の政策評価に期待すること」について委員の皆様から御意見を頂くことになっておりますが、その際の一つの情報提供をさせていただければと思っております。

まず、政策評価審議会の提言や現状、問題意識としては、先ほど話がありました資料2ページの4点、評価のための評価になっているとか、重複感がある、目標管理型、すなわち数値目標を定めてその進捗状況を把握するという評価方法にとらわれているのではないかと、そしてEBPMの実践がまだまだ不十分ではないかと、そうした政策評価を取り巻く現状を指摘した上で、これまでの「行政の評価」については、現行の仕組みそのものを問い直すニーズに答えきれていないのではないかとという問題意識が設定されたと認識しております。

それを踏まえてあるべき姿としましては資料3ページの、「役に立つ評価」、「しなやかな評価」、「納得できる評価」という三つの姿が示され、特に一つ目の「役に立つ評価」については、作業の重複ということもそうですが、政策の改善につなげるというところを一つのポイントにして、それに基づくような評価プロセスにしていこうという方向性が示されたと考えております。

二つ目の「しなやかな評価」については、評価結果を政策の改善につなげるために様々な政策の特性に応じた評価方法を柔軟に選択できるようにしようということ、三つ目の「納得できる評価」については、評価の質を高めるためにEBPMの取組を更に具体的に進めていこうと、そうした方向性、あるべき姿がアイデアとともに示されたと考えております。

そうした総務省の政策評価審議会の提言を踏まえて、我々評価担当部局としてこうしていきたいと考えているのが資料の4ページでございます。

「達成した・達成できなかった」ということではなく、政策のボトルネックを共有し、組織の中・外のお知恵をお借りしながら解決策を考えることができる、そうした政策評価にしていきたいと我々は考えております。その上で、現在の法務省の政策評価がどうなっているのかということをおののこ整理させていただきます。

まず、政策評価法上の評価というのはそもそも何かというのが資料5ページでございます。

主要な行政目的に係る政策について、事後的に評価を行うと政策評価法上規定されておりまして、法務省では特に総合評価や目標管理型の評価という方法を使ってこれまで取り組んでまいりました。

実際の政策評価方式はどのぐらいの割合なのかというのが資料6ページで、目標管理型が19でほとんどこれになっているという、そのような現状です。こうした、これまでの法務省における政策評価について、これまで政策評価懇談会の委員の先生方と何度か意見交換をさせていただいたことについてまとめたものが資料7ページです。

まず、取組を定量化しようというこれまでの試みについては、これ以上は難しいと思うほど進んだ一方で、その結果、評価の対象が狭くなってしまっているのではないかという御意見や、施策が順調か順調でないかという評価にこだわらず、もう少し課題を把握した上で大きな議論をして一緒に考えるようなものにできないか、という御意見を頂いております。

また、法務省は多くの現場を抱えているのに、評価書から現場が困っていることや課題というものがなかなか伝わってこない、現場で困っていることは正に制度運用上の課題でもあるし、改善のヒントにもつながると思う、そうしたものが評価書上も見えてくるようなものが必要ではないかという御意見も頂いております。

さらに、こちら先ほどの御意見と重なる部分がありますが、他省庁と違ってたくさん現場を持っているというのが法務省の特徴であるということと、また、法務行政の専門家である行政側と有識者が対等な立場で意見交換ができると良いという御意見も頂きました。

最後に、法務行政は基本的制度の運用が中心となるのが特徴ですので、施策のアウトカムがなかなか特定しづらいという制約があります。その上で数字で捉えにくいテーマについては、数年分の活動実績であるとか、専門家の課題分析や助言の内容を見ることで、法務行政の実情に合った評価というものが可能になるのではないかとといった御意見を頂いております。

以上の御意見等を踏まえ、事務局として考えているのは、資料7ページの一番上の記載のとおり、現場とともに基本的制度を運用しているのが法務行政の特性であり、その上で政策の全体像や現場の実情を意識しながら、改善につながる議論をしたいと政策評価懇談会の委員の先生方は考えていらっしゃるのだろうと整理させていただきました。

その上で、総務省の政策評価審議会の提言や、先ほどの委員の先生方の御意見等も踏まえながらこれまで取り組んできたことや取り組もうとしていることについて、これから説明いたします。

まず、総務省の政策評価審議会の提言のうち、「役に立つ評価」、「しなやかな評価」に関連したものとして、資料8ページの1番のとおり、法務省の政策の特性と評価方法の整理をしました。破線部のアからエにあるような項目を設定し、数値目標による進捗管理がなじむのか、なじまないのかを担当部局に改めて見直しいただき、目標管理型がなじまないと思われるものについては、総合評価方式の活用について検討いただきました。その結果については、令和4年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）の中にも反映させていただいたところです。

その上で2番目、3番目に移りますが、総合評価に移る政策についてその全体像をしっかりと示す、全体像だけではなくそれぞれの関係性、仕組みを明らかにするということが必要になります。その方策としまして、2番目の「政策パッケージの作成」ということで、まずは政策の目指すべき姿を設定した上で、主な関連する施策をパッケージとして整理すると

いうことをしております。その上で、それぞれの施策の関係性がどうなっているのかということロジックモデルも使いながら、政策の枠組みや施策と目的の関係を整理するということを進めております。

この2番目、3番目を合わせることで政策の全体像を示していきたいと考えており、こちらはまた来年度以降に政策評価懇談会の委員の先生方、また、各局部課等の施策の担当者の方と一緒により良いものになるように作業を進めていきたいと考えております。

次に、三つ目の「納得できる評価」、EBPMとの関係でございます。

EBPMといいますと、どちらかというロジックモデルを作るといった捉え方をされている部分も若干あるように感じているところではありますが、そうではなくて、「政策の枠組みを論理的に示す取組」であるという原点に立ち返った上で、実は、政策立案の悩みをEBPMで解消できるのではないかという観点で取組を進めていこうと検討しております。

大きく三つございます。

一つ目は、政策立案時に作る我々が「ポンチ絵」と呼んでいる資料についてです。そもそも「ポンチ絵」とは何だ、ということから、政策立案のための資料として備えておくべき要素を整理し、誰でも作れて共有ができるような「政策の設計図」のようなものが考えられないかということで、政策立案時の資料の見直しということを進めております。

その上で、一つ飛んで三つ目の作った資料の使い方についても見直しを進めたいと考えております。こちらは先ほど総務省の御説明でも話がありました。立案や要求、評価、それぞれの段階で様々な目的の資料が作られていますが、少なくとも政策立案時に作られた政策設計図については、立案時だけではなくて評価の場面でも使ってもらえるような形で用途の見直しをしたいと思っております。

その上で、真ん中の二つ目、政策立案の悩みの解消というところで、エビデンスを探してもなかなか見つからないですとか、効果検証の方法を調べたいとしても担当者任せではなかなか難しいところもございます。正に政策立案のボトルネックとなっているこうした点について、省の内部や外部の有識者の御知見を頂きながら解消して、より良い政策を実現していく、そうした政策実現を応援する取組についても来年度から進めていきたいと考えております。こうすることによって政策の立案と評価、今までどちらかという別物として区切られていたものを一体的に実施をしていきたいと考えております。

最後に資料10ページのまとめでございます。

政策評価審議会で提言された三つの改善のアイデアを踏まえながら、あとは政策評価懇談会の委員の先生方の御意見も頂きながら、法務省における政策評価をEBPMと一緒に見直していきたい、そうすることで「達成した・達成できなかった」ではなく、ボトルネックを共有し、組織の内外の知恵を借りながら解決策を考えることができる政策評価に変えていきたいと我々は考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

事務局からの説明は以上となります。ありがとうございました。

○篠塚座長 ありがとうございました。

ここからは政府における検討状況を踏まえた上で、「これからの法務省の政策評価に期待すること」について委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

進め方ですが、あいうえお順で私の方から指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員、頷く。)

御異論ないようですので、あいうえお順で行いたいと思います。

委員からの御質問につきましては、最後にまとめて伺う時間を設けたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、朝日委員からお願ひをいたします。

○朝日委員 よろしくお願ひいたします。御説明ありがとうございました。

4点ほど申し上げたいことがあります。

ただ今御説明いただいた法務省の政策評価に関する基本的な方向性に関しては、異論はないです。概要として、目標管理型評価から総合評価へのシフト、それから現場の情報を活用していくという大きなことを御説明いただいたように思うのですが、これについては非常に良い適切な方向だと思いました。

その上で全体的なことですが、一つ目は目標管理型評価から総合評価にシフトするところについて、総合評価を行うに当たって、目標管理型評価で行っていた際に得られていた情報を活用していくというのがもともとの大きな枠組みとしてあったかと思ひます。それに立ち返ると、総合評価をきちんとやっていくためには種々の指標をきちんと取っていくことは依然として必要なことだと思ひます。

もともと目標管理型評価の原型になっている業績測定という評価方法が生まれた背景というのは、総合評価的なプログラム評価のように、歴史的な経緯として、アメリカにおいて全部の事業を費用対効果で判断しようという動きがあったのですが、情報不足のためにそれがうまくいかなかった、というような経緯があってパフォーマンスメジャーメントが生まれたということがあるので、総合評価をやっていくためには目標管理型でやっていたような情報収集の努力というのはますます必要になってくるのではないかと思ひます。

一方で二つ目ですが、評価をするに当たっていかに評価のための情報をコストを掛けずに吸い上げていくか、ということがますます求められているのではないかと御説明を聞いて思ひました。

「評価疲れ」が様々なところで言われているのは、労多くして実りないというコストパフォーマンスが非常に悪かったということが原因だったと思ひるので、御説明にもありましたが、デジタル化、現場の検証や記録、政策立案時、あるいは運用時の記録、専門家の意見など、そういったものを多元的に共有して活用できる仕組み、すなわち所管の実施部門と評価部門が連携して共有できる体制が必要になるのではないかと。その意味で、情報部門やデジタル、あるいはその所管を超えて活用・共有していくような制度改変に投資をしていくことが、評価に係る分散していた費用を削減するという意味では非常に有効なのではないかと思ひました。

あとEBPMと政策評価という枠組みがありましたが、どちらかというとならEBPMは、今はエビデンスと言われていて技術的な側面もあって、一方で政策評価の導入時には民主主義をきちんと機能させるための国民へのフィードバック、説明責任、アカウンタビリティということがすごく言われていたと思ひますね。今回の変更は、どちらかというとならそういう民主主義的な装置としての部分というより、エビデンスをきちんとしようとか、役に立つ評価というところが前面に出てきているのですけれども、そこでの意識を内部的にも外部的にも、評価結果が役立つということを可視化していくことが必要ではないかと思ひました。

もう一つは、評価コストを下げていることだけではなくて、うまく還元された場合には評価をすることのインセンティブ、例えばうまくいけば次の展開に行けるとか、次の段階の政策提案につながるのか、そういった評価をすることに対する内部的な職員のインセンティブというのが必要ではないかと思いました。

あともう一つですが、評価に関してどちらかというところではサマティブなこういうことをやりました、できましたということを見せていく形というのが多かったかと思うのですが、そこから具体的な形成的評価に、要は改善をしていくという評価に大きくシフトしてきていると思うのですが、その二つは両立するものではない部分があると思います。改善の例として、例えば、教育でもそうですけれども、小テストと最後勉強した結果のテスト、つまり入試に受かった、単位を取れたというのとはまた違う評価になるので、どちらかというところでは今回は小テストのようなどんどん改善して何が悪かったのか、を改善していく部分を強くしていくような方向かと思っています。この両者は両立しない部分があって、総括的評価の方は行政の無謬原則といいますか、行政は間違いがあってはいけないという面が少し出てしまっていたようなところが今回の見直しにあるのかなと思いました。今回の見直しで形成的評価のウエイトが高まると思うので、そこがアジャイルというところに表れているのかなと思います。

アジャイルのところでは思ったことなのですが、小まめに確認して反映させていくというのは非常に有効なことかと思うのですが、一方、今までの政策評価はどちらかというところでは予算に反映させるというようなチェックの仕方を全体的にしてきていて、評価は1年に1回の予算案に間に合わせるようなサイクルが組まれていたと思うのですね。

アジャイルになってくると、予算への反映とか人員・組織への反映というところも柔軟にやっていくことが本質的には必要になってくると思うので、その部分というのはきっと大きな課題なのかもしれませんが、評価がアジャイルになるということは、反映させる部分にもアジャイル性、つまり柔軟性を持たせていくことが必要になるのではないかと思います。

最後に、4番目です。法務省の施策は現場をたくさん持っていて、現場で実施していることを活用して評価していくという方向性はすごく期待できることだと思います。

そこをお願いなのですが、参加型評価といいますか、現場の当事者が評価に参加するような形の評価というのを取り入れてみてはどうかと思いました。今までも目標管理型の評価でアンケート評価のようなものをいろいろ見せていただきましたが、アンケートみたいなものに加えて、当事者のフォーカスグループインタビューだとかエキスパート評価、専門家の話が出ていましたけれども、あと見学者とか当事者なんかのステークホルダーが自ら評価するといったことを取り入れていくということもあるのではないかと思います。

今申し上げたような評価法は質的評価なので、客観性がないと言われることも多いですが、そのような懸念はきちんとした質的評価とか調査の方法論を踏むことで克服されるものかと思っていますし、現場でやっていることをそのまま活用できるようになるかと思っています。それによって施策で実施しているサービスを評価してもらおうということだけではなく、当事者が評価に参加したことによるエンパワーメントの効果があると思います。

法務省の施策は、私も専門ではないので分からないところが多いのですが、すごく専門的なところがあって、かつ国民の理解も求めなければいけないというところがすごく大きいので、そういったエンパワーメントといいますか、そういった効果をステークホルダー評価に

よって強めていくということも必要かなと思います。

こういう参加型の評価の仕方というのは、途上国のプログラム評価でよく言われてきたことなのですが、日本でもまちづくりにおける参加など、公共的な感覚の養い方を共有していくやり方ということとしても取り入れられてきていることかなと思います。専門性の高い分野におけるエンパワーメント、あるいは当事者意識の涵養にとっても良い評価の在り方かなと思いますので、そういった方向性というのも良いと感じたところです。

以上になります。

○篠塚座長 朝日委員、どうもありがとうございました。

次に、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。御説明ありがとうございました。

法務省の説明を伺いながら、総務省の政策評価審議会の提言を踏まえて、法務省としてもよく考えておられるという印象です。分かりやすく御説明いただき、大枠として大変結構な方向性だと思っています。

私の方からは少し具体的な話になりますが、私の関心分野に関連して、気付いた点を3点ほどお話しさせていただこうと思います。

1点目は最近頂いた評価の資料を基にお話しします。今日も質問の中に挙がっていましたが、詐欺に関する調査について、これは事業評価方式で行われていて、法務総合研究所が現在社会問題になっているテーマに関して大掛かりな調査を実施しておられます。

いずれも出てきた結果というのはなるほどと納得でき、犯罪白書にきちんと発表されている点でも評価ができるのですが、評価方式が少々マンネリ化している部分もあるのではないかとこのことを常々感じております。必要性、効率性、有効性、総合的評価という4項目が定められていますが、有効性の観点からみると、結果データをどのように有効利用できたのか、また、こういう貴重な結果データをいろいろな自治体とか教育の現場に共有することが可能な場合に、それがどのような形で有効活用できているのかということまで調べ、評価項目の中に入ってくると良いのではないかと感じております。具体的には、この詐欺に関する研究で言えば、こういった結果が再犯防止という政策にどれだけ反映できたのか、そこまで検証できるようにする必要があるのではと思います。

ですので、良い調査はしておられるのだけれども、それで終わりという感じが多いので、更に進んでそれを施策の改善にどうつなげられたか、また、今までの手法を踏襲していて満足していないかという点は懸念として感じております。

また、研究者との連携について資料に書いておられましたが、よりオープンにそういったことがなされていく必要が今後あると思います。データをもっとオープンに公開して研究者も利用できるようにして、有機的な活用というのを目指すという点を進めていただければと思います。

2点目ですが、更生保護の「保護観察対象者等の改善更生等」という施策の中で様々な調査をしておられます。例えば直近の第63回政策評価懇談会の資料の中にありますが、今、正に保護観察対象者に関しては就労支援などがテーマになっていますが、それに関しても測定指標の選定に工夫が必要ではないかと思っています。

何か測定指標を立てて数字を取ることによって終わっている。数字ではこうだった、経年で経過を見ていくと良い傾向にありますという記述で終わっているのですが、データを取ることに

だけ注力するのではなくて、データの取り方にももう少し工夫が必要だし、そのデータがどのように現場で活かしているのかという点について分かるような評価が必要ではないかと思います。

法務省の特徴として難しい点は、個人情報の扱いだと思います。例えば先ほど私が挙げた保護観察対象者の就労支援の効果というの、保護観察が終了した時点での無職者の割合を測っているわけですが、それだけでは本当にこの就労支援の効果があったかというのは見られないと思います。では、ほかに何ができるかという、保護観察が終わってしまった人たちに対して、追跡してきちんと仕事を続けているかについて、個人情報保護の観点からなかなか調べられないわけで、その点法務省の業務の難しさでもあると思います。ですが、例えば現場の保護司さんたちがどんな形で就労支援をしたのかというような事例を集めるとか、工夫の声を拾っていくとか、そのような分析をすることによってどんな就労支援が効果的かという点を明らかにすることができるのではないかと考えます。

長くなりますので、3点目に移ります。

3点目は、これはいつも感じていたことですが、先ほどの第63回懇談会の資料から持ってきています。例えば犯罪予防活動の推進状況について測定指標を立ててデータを取っているわけですが、参加人員、あるいは地域の関係機関、団体がどれだけ参加したかというデータを取るだけです。何々の会合を実施して、それにどれだけ参加したか、参加人員や団体数を出している。それはそれで数的傾向が見られるので意味のあることでありますが、やはりその中身が大事だと思います。参加した人たちにとって何が参考になって、またどんな情報が役に立ったのかということのデータもきちんと取っていく必要があると思いました。デジタル技術を応用して、スピーディーにアンケートを取ることも可能だと思いますので、今言ったような内容も含めた形でそれを今後の活動推進、例えば犯罪予防活動にどう活かしていけるのかというところまで踏み込んでいただければ良いと思いました。

細かい点を挙げさせていただきましたが、政策の設計図を作る、こういう評価を基に言っておられて、それは大変頼もしいことだと思いますので、是非そういう方向性で政策評価制度を改善していただければと思っております。

以上になります。ありがとうございました。

○篠塚座長 ありがとうございました。

では、続きまして井上委員、お願いいたします。

○井上委員 法務省に期待することというお題について、まず、最初に大きな話として申し上げたいのは、政府全体にも関係することですが、この国の政策の進め方で私が一番弱いと思っているのは、PDCAサイクルのPDCまでは行くのですけれども、CからA、AからP、今日もお話が出ていましたが、そこはほとんどストップしているということです。だから、評価のための評価というのは正にその通りで、Cで止まっているために、当然評価のための評価に結果的になっているわけです。規模が大きいということもあり、Aから次のPにどうしても行かない。これがこの国の最大の課題だと思います。

この点はもう何十年、あるいは百年近く続いているものなので、一気に変えるのは難しいとは思いますが、今日、新しい方向性で政策評価の在り方を考えるということで口火を切ったと思いますので、この難題に是非チャレンジしてもらいたいと思います。

具体的にいえば、10年ぐらい前に国の予算に関して私が少々意見を申し上げたことがあり

ました。それは、上場会社というのは現在、四半期決算で3か月に1回決算をやっているのですが、基本的には年1回決算を行い、それを締めて期末日から3か月以内に株主総会を行って、決算をベースに予算を立てていく。実際には4月から会社の新年度はスタートしているので、予算はそれまでにはできているのですが、決算をして次の予算に反映させるというこの流れは必須なんです。

では、国でそこはどうかっているかということ、私は当時財政制度等審議会の小委員会の委員をやっていたので、財務省の方にもっと決算を早められないのですかという質問を議事録もきちんと残る場で発言したのですが、なかなか良い回答は得られず、その当時、一番早くて11月、つまり会計検査院のチェックが終わらないと決算は締まらないというのが財務省の回答でした。

でも、11月というと皆さんお分かりのように来年度の予算折衝が夏頃からもう始まっていて、11月、12月は本当に最後の締めあたりです。だからはっきり言ってしまえば決算を見てないということなんですね。この状況は国としてどうなんだろうかというのは10年前から思っていましたし、一応発言はしていたのですが、そのあたりの流れは多分いまだに変わっていないと思います。

この一例でも分かるように、とにかくCからA、Pに移るこのロードは非常に細く難しい道なんですけど、何とか突破してもらいたい。これを突破できないとこの国の根幹が崩れていくのではないかと。これだけ速いスピードで世の中が動いている中で、ここができないとちょっとまずい状態になると思います。今日、私のところに、コロナのワクチンの3回目接種の通知が来ました。3回目接種の最初の通知は1か月前ぐらいに来たのですが、今日はその接種の時期が2回目から8か月経たないと注射できなかったのが新たに6か月になりましたという内容の葉書が来ましたけれども、正にこういうスピード感がアジャイルなんです。

接種のタイミングを8か月から6か月に変えるだけでも数か月近く掛かりましたが、それでもまだ良いと思います。今日、総務省の方のお話をお聞きすると、政策評価が始まって20年ということですが、20年で今日のような話が出るというのは、ちょっとスピード感としては遅いと思います。このような話が出てくるとしたら、政策評価が始まって5年とか、それぐらいのタイミングで出てこなければおかしいと、20年経って今の在り方を見直すというのは少し時間が掛かり過ぎかなと思います。

以上が総論で、具体的な話を4点だけ申し上げます。

1点目は、「重複感」という話が出ていましたが、その話です。

私は行政事業レビューの委員もさせていただいていますので、そちらの資料を何年か拝見していましたが、その後、政策評価懇談会に出させていただいて資料を拝見するとほぼ一緒なんです。私はそこに重複感がすごくあると感じていましたので、それを今回見直されるというのはすごく良いことだと思います。これが1点目です。

2点目です。これは多分やり方を変えればすぐ改善できると思うのですが、政策の一番元の立法趣旨というか、なぜこれをやるのかということ、政策ができた直後は皆さんよく分かっていて、それを具体的に施策に移すときにはそれを考えながら実施すると思うんですけども、開始してから例えば何十年も経っている、法務省で言えばもしかすると100年以上経っている政策の根本。なぜこの政策を行うことにしたのかということの原点が薄らいできている部分があるような気がします。これは法務省だけではなく全省庁に言えることだ

と思います。10年前に行政事業レビューを民主党が行ったとき、議員さんの質問に官僚の方が全然答えられなかった。何でこれを行っているのですかみたいな簡単な質問に関してもお答えできなかったのを見ていましたが、その辺はいまだにあるのではなからうかと思うので、目標と実際に今行っていること、なぜ行っているのかということを中心に考えるという点は2点目の改善点として必要だと思います。

この点は今日お話のあったロジックモデルとか、そういった新しい手法で、目標と今行っていることのつながりを、これからどんどん結びつけることができるようになっていくと思うので、今日のお話を聞いて、改善の方向に向っているのではないかと思います。

3点目は、定性、定量、アナログ、デジタルの問題です。これも法務省は定性的な評価が非常に多いということなのですが、私は定性、定量の評価については両方必要だと思っています。定性というのは、さっき話したように、なぜこの法律というか政策や施策が必要なのかという説得力のあるアナログ的な説明であり、当然必要です。プラスそれを裏打ちするような数量的・定量的なものも絶対必要だと思います。

なぜかという、例えば車のドライブで例えると、東京から大阪まで車で行くといったときに、定性的に考えて、目的地に到着するだけであれば、ゆっくり行っても速く行っても良いわけですが、仮に明日の12時までに着かなければいけないとなったときに、メーターもなく、燃料計もなく、そういった計器が一切ない車で運転するというのはあり得ないと思うんですね。だから、車には燃料計も速度計も水量計もきちんとあって、それを見ながら政策者の皆さんが車を運転して予定通り目的地まで着くと、そういったような考え方で、どちらかということではなくて両方あるべきであって、特に片方に偏らない方が良いと思います。これが3点目です。

最後4点目は、先ほど申し上げたことですが、PDCAサイクルのうち、CからA、Pのところ非常に弱いということです。これも一番最初に言ったことですが、この部分については、時間が掛かるかもしれませんし、かなり大変だと思いますが、くじけずチャレンジしていただきたいと思っています。

私の発言は以上でございます。

○篠塚座長 井上委員、どうもありがとうございます。

続きまして、大沼委員、お願いいたします。

○大沼委員 まず、1点目です。これまでの政策評価体系についてですが、法務省、検察庁の役割、権限をそのまま掲げて、適正・迅速化を政策とされてきたように思うわけです。しかし、不適正であっていけないのは当然であるので、これでは目指すべき方向性が見えにくいと思うわけです。政策というのは、特定の行政課題に対応するための基本的な方針の実現を目的としているわけです。そうすると、まず改善すべき行政課題を挙げてそれを具体的に特定し、それに対応する基本方針を作成する。これが必要かと思っています。

例を挙げれば、例えば「登記事務の適正・円滑な処理」を政策とする場合には、例えばですが、長期相続登記等未了土地の解消として改善目標を掲げて、その方針として、1、長期相続登記等未了土地を洗い出す。2、相続がある場合、相続人を調査し、法定相続人情報を登記の一部として整理・保管する。3、相続人に特定を促す通知を送付する、などの方針を具体的に示すことが大事だと思います。つまり課題と方針を分かりやすく箇条書きで明確に示す、これが必要ではないかと思っています。

2点目ですが、政策評価の方式の選択が不適切ではないかと思うわけです。

先ほどの説明にありましたように、政策評価の約9割が目標管理型なわけですね。政策である法の適正な執行を数値化することというのは、現実的には困難を極めているわけです。不適切な状況があった場合には、それを適正化できればぐっと数値化して改善の結果が現れやすいのですが、もともと適正であって、さらにそれをより改善していくというふうな場合にはなかなか数字としては現れにくい。

だから、そのため若干苦しいのですけれども、例えばアンケートを実施して回答の内容などにより評価していくということもあるわけですが、これにしても客観的ではあるのですが、一方で適切さに疑問があるかといえは甚だ疑問がある。つまり靴の上からかゆいところをかきような問題点があったのではないかと思います。

そうすると、総合評価型とか事業評価型が考えられるのですが、これも政策によってはもちろん適切な場合があります。ただ、総合評価というのはエビデンスが乏しいということになりがちなので、そうすると従来の型の当てはめにはとらわれず、発想を大幅に変える必要があるのではないかと考えております。

私の非常に未熟な経験なのですが、ささやかな経験として思い出すのは、仙台北法務局の訟務部にいた平成12年から16年までの間のことです。そのときは、まず管区の法務局が重点目標をトップダウンで作りました。そして、中間の達成度を秋に報告し、年度末に最終報告しました。同じ作業を管内の地方法務局でもそれぞれ行って、その結果を管区にも報告しました。

私は、トップダウンだけではなくてボトムアップも必要なのではないかと考えて、現場からのボトムアップとして訟務部の管理職クラス、若手クラスに同様の作業をさせて、また管内の各地方法務局の訟務部門でも同じようなことをさせたわけです。改善効果が高いものについては、管区でそれを報告するというを行っていました。

これは現実にやっていた報告ですので、例えば同じような手法によって法務省において各年度ごとに改善すべき課題と基本方針を作成すると、これはトップダウンですね。この作成に当たっては専門家や有識者から意見聴取をし、ヒアリングをすることが望ましい。法務省のトップダウンでまず改善目標と方針を決めて、その上で管区、地方、各下部組織がそれぞれ具体的な目標を考えて、現場レベルにおいて中間報告、年度末の最終報告をし、これはボトムアップです。それを政策評価として取りまとめるというのはどうかと思うわけです。その際、末端の現場においては、利用者及び関係者の意見や要望をヒアリングして、できるだけそれらを目標に反映させるということも大事なのではないかと思います。

従来の評価の方法とはかなり異なった面がありますが、公務の改善効果は間違いなく上がります。また、報告の集積と分析によりデータやエビデンスも具体的に挙げるのが可能になるわけです。そうすると、役に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価につながるのではないかと考えております。

ちなみに民間の優れた方式としては、50年前からトヨタのカイゼンがありますよね。このカイゼンでは現場レベルで業務の標準を見つけて、その標準が達成できているかどうかを検討し、さらにあるべき高みを目指すというようなものなど、様々な方向性が示されているようです。

民間と公務では業務内容が異なりますので違いがありますが、参考になるものが少

なからずあるのではないかと考えております。

以上が私の意見です。

○篠塚座長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いいたします。

○野澤委員 ありがとうございます。野澤です。

お話を聞いていて、これまで度々これはどうなのかなと思っていたことが良い方向に議論が向いていきそうだなということで大変歓迎したいと思います。

何年か前に私が政策評価懇談会委員になってから初めの頃だったと思うのですが、矯正施設内での職業訓練のことについて何かテーマになって、想定された訓練や研修がどのぐらい達成したかみたいな指標がありました。その内容や、実際それが再犯防止とか受刑者の出所後の自立や更生にどのぐらい寄与しているのかというところまでが抜け落ちていて、なかなか評価ができないのではないかなと思いました。「達成」と一言で出ていて、何かジレンマを感じていたのですね。ほかのものも含めて複数の部局や省庁にまたがって何年も見ていかないと効果がよく分からないものって多いですよ。それなのに各部局ごとの目標管理型の評価というのは明らかに無理があるなと思っていました。

私は厚生労働省の審議会とかいろいろな委員会や検討会に出ることが多くて、特に障害者関係の福祉サービスの報酬改定の委員も10年ぐらい引き受けてやっているのですが、これはとても難しく、どういう福祉サービスが利用者の生活の質の向上につながっているのかなかなか分からないのですね。利用者は物を言わないですし、市場原理が働きませんので、すごくこれは苦勞しているのですが、でもやるごとにだんだんアウトカムだとか形式的な要件の評価だけではなくてプロセスを見るようになってきました。少しずつですけど、最近の実態に合うような評価の方向に向かっているような気がしているのです。

御参考になるかどうか分かりませんが、一つ例に挙げたいのは、2005年だったと思うのですが、千葉県が中核地域生活支援センターという県単独の制度を作ったのです。私はこれに制度設計の頃からずっと関わっているのですが、これは子供、お年寄り、障害、困窮者、ありとあらゆる相談を24時間、365日ワンストップで受けて解決へつなげていきなさいという結構難しいものでして、13の福祉圏域があるのですが、各一つずつ13か所のセンターが全て民間なのです。県の単独事業として委託するので、県にとってはかなりの出費なのですが、この評価委員会というのをずっと行っています。年に1回、13か所全部に集まってもらって評価をします。

最初の頃は相談件数が1年間に何件、そのうち電話相談が案件、対面が何件とか、内容は子供が何件、お年寄りが何件、そういうデータに関する評価だったのですね。これでは実際のどのぐらい役に立っているのかというのは分かりません。2、3年目から、こういう数値を挙げてもらうのも当然良いけれども、この1年間で取り組んだ相談の事例で具体的に自分たちがこれはよくやったのではないかと、あるいはなかなかこれは難しいというケースだったということだったので、三つ挙げてそれを説明してくれということにしました。要するに物語ってくれと、ナラティブによる評価というのをやろうということになったのです。

そうすると、どのぐらいのスキルを持って、どういう力量で、関係機関をどんなふうに巻き込みながらやっているのかが少しずつ見えてくるのですよ。説明する側も毎年ごとにこ

ちらが分かりやすいような説明になってきます。

それと、これが良いのは13福祉圏域ありますので、横の比較ができるところです。1か所だけ聞いていると、どこもすごくよくやっているように見えてしまうのですが、横を比較すると足りないところとか、逆にすごく抜きん出ているところが見えてくるのです。

それと、その横の並行的な比較だけではなくて、縦といいますか、経年ごとに毎年やるものですから、どのぐらい進化しているのか、あるいはちょっと停滞しているのかというのが見えてきます。しかも評価する側が同じメンバーで10年ぐらいずっとやっていますので、こちらの目も肥えてきます。

年に1回ですが、評価委員会のときに事業を受託している13福祉圏域のセンターの方と我々評価委員会と、それから県の監督する立場のこの三者がどうすれば良いのだろうとそこで話し合います。議論するわけですよ。これが先ほど言われたように、専門家の課題分析とか助言内容を見ることがこの政策の有効なものをつくり上げていくものに寄与するのだと、正にこれがそういうことにつながっているのだと思います。

それと、もう一つ、こういう相談支援という領域はこの十数年間すごく変化してきているところで、千葉県の取組は一つのモデルになっているのですが、国が生活困窮者自立支援法というのを作りました。国の機関が生活困窮者の相談をできるようになりました。あと、市町村ごとに知的障害の相談とか精神障害の相談とか、また個別に制度ができてきます。そうすると、毎年、中核センターの役割って何なのだろうと、自分たちのこの制度そのものの役割とか必要性みたいなものが問われてくるのですよね。それを根源的なところから毎年、自分たちは何ができるのかと、もう要らないのではないかみたいなことを突きつけられながら、自分たちの存在意義というか、そういうものを深掘りすることができてきていると思います。

大体、福祉の分野で言うと、こういう新しい制度を作って全国に広げても半分ぐらいは機能するけれども、半分ぐらいはあまり機能しないとよく定説で言われるのです。この中核センターも最初はそうでしたが、3、4割だったのが半分ぐらい機能するようになって、このぐらいまでいけばと思ったら、10年ぐらい過ぎた頃からほぼ13圏域全てが良くなってきました。ちょっと珍しいぐらいのことになっているのですね。

これは評価以外にも理由はいろいろあるのですけれども、こういうただ達成したかしないか、何点ぐらいかというだけではなくて、評価する側も一緒に育てていくと、達成しなければいけないでもいいけれども、どうすればもっと良くなるのだろうということをそこで議論しながら、一緒に一つの制度を育てていくみたいなのところにみんなのベクトルが向いていくのですよね。何か客観性とか科学性とかと言われると、ちょっとなかなかうまく説明できませんが、でも結果的に政策の効果を高めるとか、必要な政策を作っていくという面では、評価のための評価ではなく、実効性のあるものにつながっているのではないかと思います。

法務省の評価の俎上に上がってくるものは、全てこういう方式で良いとは全然思っていないんですが、ある部分についてはこういうものをもっと持ち込んでみてはいかかなと、私は毎回いろいろ見ながらちょっと思ったりしたものですから、今日お話しさせていただきました。

以上です。

○篠塚座長 ありがとうございます。

宮園委員、お願いいたします。

○宮園委員 皆さんの御意見を伺い、新たな知見を頂くことができ、大変勉強になりました。

ありがとうございました。

さて、刑事政策の研究者として関わらせていただいているので、そうした観点から気がついたことを3点申し上げたいと思います。

今、EBPMやエビデンスということが求められているわけですが、刑事政策や犯罪動向等を調べていく上で、そのエビデンスとして重要な役割を担っている統計、犯罪統計の整備が必要であることをまず指摘したいと思います。現在では以前よりは公開されるようになって、誰でもウェブ上で刑事司法制度の各段階の統計を見ることができるようになりました。刑事司法手続は、御存じのように警察、検察、裁判、矯正、保護と流れていくわけですが、その流れを統計上追いかけていくことができません。刑事司法の各段階の統計は、警察統計、検察統計、司法統計、矯正統計、保護統計という形で独立して存在しているのですが、それぞれの統計の連続性や関連性は意識されていないように思います。犯罪類型も異なっていて、例えば最初に警察統計で出てきた犯罪を検察、裁判ではどうなるのかと追いかけていっても、司法統計になったらその罪名が消えてしまうということが生じます。

それから、ジェンダー統計も欠けています。もちろん男女別という形のジェンダー統計にしてしまうことについては、御批判があるかもしれませんが、ジェンダーの違いによって、犯罪の内容や原因が異なることや、したがってそれに応じた処遇の在り方、施策等を検討していく必要があることを可視化する上で、ジェンダー統計は必要と思います。

統計の整備は、犯罪の原因を分析しその対策を検討する上で必要不可欠だけではなく、犯罪に関する一連の施策を評価する上でも重要です。統計の連携・整備は喫緊の課題であると思います。

2点目として、政策評価が、モチベーションのアップにつながるようなものにしていくことも考慮すべきではないかと思います。政策評価は、政策目標と具体的な施策との関係性や関連性について、それが妥当かどうかを評価することかと思っています。

例えば、今回の事後評価実施計画（案）の例で言えば、地方公共団体で策定している再犯防止推進計画と再犯率の低下との間の関連性・妥当性について検討することかと考えているのですけれども、それが事業の推進状況という形で再犯防止推進計画の策定数で評価されています。しかし、策定数で見ても、その策定内容が果たして本当に本来の目的である再犯率の低下ということと結びついているのかということとは分からないのではないかと思います。

ただ策定すればいいというものでもないし、地方によって社会的資源みたいなものは異なるので、それに応じて内容や予算も異なってくるのではないかと思います。したがって、策定数で一律に評価するのではなく、状況に応じた取組をも評価することによって、各自治体のそれこそモチベーションアップにもつながっていくと思うのです。

例えば、測定指標として、地方公共団体の再犯防止推進計画の策定によって効果が上がったかどうか、各自治体の自己評価、目標設定のうちの何パーセント実現したかということを経済報告するような形にするのはどうでしょうか。

困難を抱えた人たちの一番身近な存在である市区町村が、再犯防止推進計画を策定することは、とても意味があると思いますが、予算、社会的資源等と考えると策定には困難も伴うでしょう。それゆえ、もし策定数を評価指標とするのであれば、市区町村の取組状況、市区町村と都道府県との効果の違いみたいなものも見えてくると、再犯防止推進計画を立てていく上での指標にもつながっていくのかなと思います。

そして、すでに再犯防止推進計画が策定されるようになって数年経った今、再犯防止推進計画というものの妥当性の評価、それが再犯率の低下の手段として妥当な方法なのかということを検証していく必要もあるのではないのでしょうか。ただ再犯防止推進計画をどんどん作りなさいという形でお尻を叩いていっても、それが効果的なのかどうかということがきちんと評価されていかないと、それこそ策定している自治体は疲弊してしまうのではないかと思います。

また、今回のような再犯防止推進計画の中の再犯率を低くするという大きな政策目標があったときに、どういう論点があるのかというのを具体的に書き出していただいて、そのプライオリティを今年度はここまで、次年度はこれを取り組むというかたちで、長期的なスパンで示していただけると、全体像と各論点の位置付け、今後の見通しがわかり、評価しやすいように思います。

3点目です。法務省で扱っている政策は、法務省の中の部局間にまたがるもの、他省庁と連携しているものなど多機関、他省庁にまたがるものも多く、例えば、保護と矯正、社会復帰支援における厚労省、DVや児童虐待の場合の内閣府と厚労省のように、こうした複数の省庁にまたがるような政策の評価の在り方も検討していく必要があると思います。

以上、3点述べさせていただきましたが、政策評価というのは、良い悪いという評価をする成績表のようなものではなく、次のステップ、より良い政策へ転換していくためのものと思います。なので、できれば実務の現場で働いていらっしゃる方たちの評価も聞きたいですし、御苦勞も聞いた上で評価というのをしていく必要もあるだろうと思います。「政策評価懇談会」という名前のおり、できれば活発な議論ができるような、そんな政策評価懇談会になっていけば良いと思っています。

以上です。ありがとうございました。

○篠塚座長 宮園委員、どうもありがとうございました。

皆様から御質問がありましたら事務局からお答えいただきたいと思いますが、御質問がある方は挙手をお願いします。

(各委員の挙手なし)

よろしいですか。では、私の意見を少し述べさせていただきます。

3点あります。1点目はこういう変化の根底にあるものは何かということ、2点目として政策の目標と手段の関係性について、3点目にこういう評価が政策に反映していくために何をすべきかというこの3点について述べたいと思います。

今回の政策を改めるための評価、あるいはアジャイルにするための評価というのは、ある意味、発想の転換というよりは、本来の政策評価の原点に立ち戻るということであり、大変結構なことだと思います。

民主的で成熟した国家というものは、冷静に物事を見るわけですから、例えば科学的な裏付けといっても、科学というのは進めば進むほど同時に解明できないものが出てくる。多くの場合、完璧に科学で全部を立証できるということは困難であることを冷静に踏まえて、トライ・アンド・エラーでいろいろなことを進めざるを得ないということがあろうかと思います。また、人間には誤謬性がありますし、一人一人の限界もあるので、私どもも含めて、あるいは法務省もそうでしょうし、それから科学者としてもそうなのですから、自分の専門分野というところからなかなか抜け出せないという限界があり、それを自覚することが必

要だと思えます。

コロナにしても原発にしても電気自動車にしてもそうですけれども、そう簡単に先が見通せない問題に対してどう対処していくかということで、非常にごくごく当たり前というか、政策も政策評価も、原点に復帰してきているのではないかと考えています。

よく言われていることとしては、例えばこれは厚労省の問題なのかもしれませんが、中高年にとってコレステロールというのは非常に問題があって、心臓病の原因になっているので、コレステロールを下げるために血圧を下げようということで政策をどんどん進める、そうすると一方でどういう結果が生じるかというと、コレステロールというのは一方で免疫力を維持しているというのがありますから、コレステロールをどんどん下げていきますと、中高年というか、要するに70歳以上になってくると免疫力が低下して、がんや鬱病、認知症を生じさせるという違う効果が出てくるわけで、これは一つの切り取った政策目標が小さいと意外な結果をもたらして、もちろん心臓病で亡くなる人は減るけれども、一方でがんとか鬱病とか認知症が増えてしまうということになります。

ただ、政策目標としてはもっと幸せな老後だとか、健康な老後という目標を立て、政策を統合してやっていかなければならないということになるのだと思うのです。そういう意味で、政策の切り取り方といいますか、政策目標を何にするかというのは、ある意味で一般人である我々にとっても逆に分かりやすい話のところもあるわけです。

例えば法務省で言うと、私はいろいろ意見を言っていますけれども、犯罪だとか外国人犯罪を撲滅するという政策目標は、これは一見すばらしいようにみえますが、一方でその目標を細かく切り突き詰めて、数値目標を掲げてどんどんやっていった結果、例えば人権保障、特に外国人の人権保障が不十分な国だというような国際的な評価を受けてしまいますと、観光客が減るだけではなくて、有能な外国人が我が国を回避・忌避するということで産業全体の競争力を減退してしまうというような効果もあるので、そういう意味で総合的な調整をやっていかなくてははいけない。

それは政府にしても、法務省にしても、基本方針というのは、個々のそういう政策目標を積み上げる中でむしろ調整してボトムアップして、政府の基本方針もそういう下から盛り上げるような形で政策を修正していくのだという方向になってきているのではないかと考えております。

それでは、先ほども言われたように、なぜ20年間これができなかったのだろうかということを考えてみますと、これは国民というか、我々の方にも原因があるわけですし、最初に朝日委員がおっしゃったのですか、行政の無謬性といいますか、そういう前提で、本来冷静に考えると不完全な人間に全てが完全な政策ができるはずがないのに、それができているはずだという前提で、それが少しでもうまくいかないと批判をする、それは民主的統制としては良いのかもしれませんが、政策のそういう責任などを追及される行政側としては非常に身構えてしまって、20年間やっているうちに逆に批判をすり抜ける答弁だけはうまくなくなってしまって、説明はできるのだけれども、実際の政策にはあまり反映していかないことになってしまっている場合が少なくないのではないのでしょうか。

そういう意味で言うと、未達成だとか失敗という雰囲気、これから今までの政策を改めるといえるときに、それは今まで失敗したのだろうかとか、未達成なのだというのではなくて、

それがむしろ当たり前で、欠陥だとか問題点を気付く機会を得ることは、むしろ良い評価を与えるというような流れに変えていかなくてはいけない。これは企業でもどこでもそうで、なかなか言うは易しでできない。幹部といいますか、上層部がそういう心構えを持たない限り、何か自分の失敗をごまかしているみたいな捉え方をする雰囲気が多分残っているのだらうと思うのですね。

そういう考えを改めていただいて、政府全体、あるいは法務省全体としてこういう評価というのは政策を実現するためにあるわけですから、むしろアジャイルと言ってもいいですし、もともと必要な変更はするものとして政策はそういう原則として作られているのだという基本的な考え方というのを徹底していくといいますか、それを日々やっていかないといけないと思います。どちらかというところ今までの会社もそうですけれども、売上至上主義とかという、役所であれば何か目に見える形としての結果を上げないと人事考課とかに影響するというのはなくて、今むしろ完全に非常に高い評価を受けている政策が、実はほかの面では非常に問題をはらんでいるのだというような意見をあえて出させるというようなことが大切ではないかと思います。

そういう意味で、今回の総務省、それから法務省が目指しているこの方向というのは非常に正しいというか、みんなで応援してやっていくものではないかと考えております。

以上でございます。

事務局におかれましては、本日、委員から寄せられた意見を参考に、引き続き、法務省の特性に応じた政策評価や政策形成について検討いただき、本年の6月に取りまとめが予定されている「政府全体の新しい政策形成・評価の方向性」とともに、次回夏頃に開催される政策評価懇談会での報告をお願いしたいと思います。

また、委員の皆様におかれましても、法務省の取組がより良いものとなるよう、引き続き御支援のほどをお願いいたします。

本日の審議については以上でございます。

今後の予定につきましては、事務局からお願いいたします。

○井上秘書課補佐官 活発な御議論を頂きましてありがとうございました。

頂いた御意見につきましては、次回の懇談会までにまとめまして、御報告をできるようにさせていただきたいと思います。

本日の議事録につきましては、事務局にて作成の上、後日ホームページで公表させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

また、次回の政策評価懇談会は7月頃の開催となります。後日、改めて日程調整をさせていただきます。

事務局からは以上となります。予定時間を超過してしまいましたこと、事務局としてお詫びを申し上げます。事務局からは以上です。

○篠塚座長 本日はこれで閉会とさせていただきたいと思います。

皆さま、本当にどうもありがとうございました。